

令和8年4月21日

各位

八尾市危機管理課
課長 新沼 悟

各町会で所有する防犯灯の市への移管手続き等について(依頼)

晩春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、これまで、本市では八尾防犯協議会を通じて各町会へ防犯灯の新設や取替、電気料金等の補助を行ってきました。

しかしながら、防犯灯を取り巻く課題が顕在化しており、その解消を図るため、「町会が所有する防犯灯を希望により市へ移管」、「市による防犯灯の新設」および「防犯灯電気料金の全額補助」の実施を決定しました。つきましては、概要や今後のスケジュールをお知らせしますので、各町会へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

配布資料

1. 防犯灯の移管手続き等の概要・・・資料1
2. 委任状（全町会が対象）・・・資料2
⇒ 提出期限：令和8年5月22日（金）まで
3. 防犯灯移管資料一式・・・・・・・・資料3
（防犯灯移管要望書、土地使用承諾書※私有地に防犯灯を設置している場合）
⇒ 提出期限：令和8年7月31日（金）まで
4. 防犯灯新設要望書・・・・・・・・資料4
5. 防犯灯に関するQ&A・・・・資料5

危機管理課 地域安全担当
（担当）藤原・溝端

TEL 072-924-3817 FAX 072-924-3968